# 認知したいじめを速やかに解消した事例11(高等学校第2学年女子)

## ~全教職員による組織的な対応~

#### 問題の把握

4月上旬、学級担任が行う年度当初の個人面談の際、当該生徒から、「去年の学校祭の準備期間から友人関係のもつれがあり、同じクラスの生徒2名から、『きもい』・『うざい』など、傷つくような嫌なことを言われる。」との申し出があり、いじめを受けている事実を認知した。

#### 対応状況

年度初めの体制

## 具体的な対応内容と対応者

○ 職員会議:「いじめは許さない」・「小さなサインも見逃さない」等、いじめの問題へ

の対応方針や、「学年・生徒指導部・養護教諭等が連携していじめの未然

防止・早期発見に努める」という校内体制について全教職員で確認

PTA総会:「いじめへの基本的な対処」・「いじめアンケートの実施」など、学校の対応方針等の説明、家庭や地域からの情報提供の依頼

○ いじめの事実の有無の確認

①事実確認:加害生徒に対して実際に行った行為を確認

②情報収集:周辺生徒から具体的ないじめの内容や頻度を確認

○ 被害生徒への対応

①面 談:具体的ないじめの内容、頻度等について把握

②心のケア:日常的なカウンセリングによる状況の把握とケア

○ 被害生徒の保護者への対応

①家庭訪問:保護者にいじめの事実を把握したことを報告(即日)

②要望把握:学校の対応についての要望を把握

要望「子どもの不安を取り除く学校の最大限の努力」

③連携:指導内容や改善状況を毎日電話で報告、定期的な家庭訪問

○ 加害生徒への対応

①指 導:いじめは人権を侵す行為であることについて説諭

②家庭連絡:いじめの事実を報告し、指導への協力を要請

\_\_\_\_\_

担任

担任

生徒指導部 学年団 担任 学年団

教頭 担任 学年団

生徒指導部

担任 養護教諭 SC 生徒指導部

## HR全体への指導内容

- ・いじめの傍観は、いじめる行為と同様 に許されないこと
- ・いじめを教師や保護者に伝えることは正しい行為であること
- 正しい行為であること ・いじめられている生徒を仲間として支援 することが必要であること

## 全教職員に関わる対応

- ・全教職員に対していじめの状況や対応状況について逐次周知
- ・いじめはどこの学校でもどの子どもにも起こり得るということについて改めて確認
- ・生徒の発する小さなサインを見逃さず、教職員間 、で情報共有することについて改めて確認

#### いじめの解消

・当該生徒及び保護者と面談の結果、いじめは6月10日に解消したことを確認

#### いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・年度当初に、学校としての対応方針や校内体制について教職員間で確認するとともに、生徒 及び保護者に説明し、理解を得ておくこと。
- ・全教職員が情報を共有するとともに、統一した指導方針の下、組織的に速やかに対応すること。
- ・保護者の意向を尊重して対応するとともに、対応状況を逐次報告して不安を抱かせないこと。
- ・改善状況の把握のため、全教職員で生徒観察・校内巡視等に努め、生徒のサインを見逃さないこと。